

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

平成18年 6月 2日 法律 第50号

改正前

改正後

- 目次 -

施行日：平成20年12月 1日

目次
 第一編 総則
 第三章 法人
 ◆追加◆
 第一節 法人の設立 (第三十三条-第五十一条)
 第二節 法人の管理 (第五十二条-第六十七条)
 第三節 法人の解散 (第六十八条-第八十三条)
 第四節 補則 (第八十四条・第八十四条の二)
 第五節 罰則 (第八十四条の三)

目次
 第一編 総則
 第三章 法人 (第三十三条-第八十四条)
 ◆削除◆
 ◆削除◆
 ◆削除◆
 ◆削除◆
 ◆削除◆

- 本則 -

施行日：平成20年12月 1日

第三章 法人
 第一節 法人の設立
 (法人の成立)
 第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。
 ◆追加◆

第三章 法人
 ◆削除◆ ◆削除◆
 (法人の成立等)
 第三十三条 法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。
 2 学術、技芸、慈善、祭祀(し)、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。

- 本則 -

施行日：平成20年12月 1日

(公益法人の設立)
 第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀(し)、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

(法人の能力)
 第三十四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- 本則 -

施行日：平成20年12月 1日

(名称の使用制限)
 第三十五条 社団法人又は財団法人でない者は、その名称中に社団法人若しくは財団法人という文字又はこれらと誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(外国法人)
 第三十五条 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

2 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

- 本則-

施行日：平成20年12月 1日

(外国法人)

第三十六条 外国法人は、国、国の行政区画及び商事会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

2 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

(登記)

第三十六条 法人及び外国法人は、この法律その他の法令の定めるところにより、登記をするものとする。

- 本則-

施行日：平成20年12月 1日

(定款)

第三十七条 社団法人を設立しようとする者は、定款を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産に関する規定
- 五 理事の任免に関する規定
- 六 社員の資格の得喪に関する規定

(外国法人の登記)

第三十七条 外国法人（第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人に限る。以下この条において同じ。）が日本に事務所を設けたときは、三週間以内に、その事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 外国法人の設立の準拠法
- 二 目的
- 三 名称
- 四 事務所の所在場所
- 五 存続期間を定めたときは、その定め
- 六 代表者の氏名及び住所

- 2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、登記前にあっては、その変更をもって第三者に対抗することができない。
- 3 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。
- 4 前二項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した日から起算する。
- 5 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができる。
- 6 外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

- 7 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。
 8 外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠ったときは、五十万円以下の過料に処する。

- 本則 -

施行日：平成20年12月 1日

(定款の変更)
 第三十八条 定款は、総社員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。
 2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 ・
 [以下、第八十四条まで省略]

第三十八条から第八十四条まで 削除

- 本則 -

施行日：平成20年12月 1日

(都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理)
 第八十四条の二 この章に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県の執行機関」という。）においてその全部又は一部を処理することとすることができる。
 2 前項の場合において、主務官庁は、政令で定めるところにより、法人に対する監督上の命令又は設立の許可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。
 3 第一項の場合において、主務官庁は、都道府県の執行機関がその事務を処理するに当たってよるべき基準を定めることができる。
 4 主務官庁が前項の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

◆削除◆

- 本則 -

施行日：平成20年12月 1日

第五節 罰則
 第八十四条の三 法人の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。
 一 この章に規定する登記を怠ったとき。
 二 第五十一条の規定に違反し、又は財産目録若しくは社員名簿に不正の記載をしたとき。
 三 第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による主務官庁、その権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は裁判所の検査を妨げたとき。
 四 第六十七条第二項の規定による主務官庁又はその権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都

◆削除◆ ◆削除◆
 ◆削除◆

道府県の執行機関の監督上の命令に違反したとき。

五 官庁、主務官庁の権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

七 第七十九条第一項又は第八十一条第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

2 第三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

- 改正法・附則・題名- ～平成18年 6月 2日 法律 第50号～

施行日：平成20年12月 1日

◆追加◆

附則

- 改正法・附則- ～平成18年 6月 2日 法律 第50号～

施行日：平成20年12月 1日

◆追加◆

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日〔平成二〇年一月一日〕から施行する。ただし、第三百三十三条第一項及び第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百三十四条、第三百三十五条第二項（第四号に係る部分に限る。）、第三百三十七条、第三百三十八条第一項、第四百二十二条（公益法人認定法第四十七条の規定を準用する部分に限る。）〔中略〕の規定は、公益法人認定法附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。